

茨城県中央環境衛生組合の管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例

令和6年4月1日

条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）の報酬及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 管理者等の報酬は、別表のとおりとする。

- 2 管理者等には、その職についての当月分からそれぞれ報酬を支給する。
- 3 管理者等が任期満了、辞職、死亡等によりその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して報酬を支給しない。
- 4 報酬は、毎年3月に支給する。ただし、前項本文の規定による報酬は、月割計算によってその事由が発生したときに支給する。

(旅費)

第3条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(準用規定)

第4条 管理者等の旅費に関しては、茨城町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和32年茨城町条例第91号)の旅費に関する部分を準用する。
この場合において「町長」とあるのは「管理者」、「副町長」とあるのは「副管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	報酬額
管理者	年額53,000円
副管理者	年額51,000円